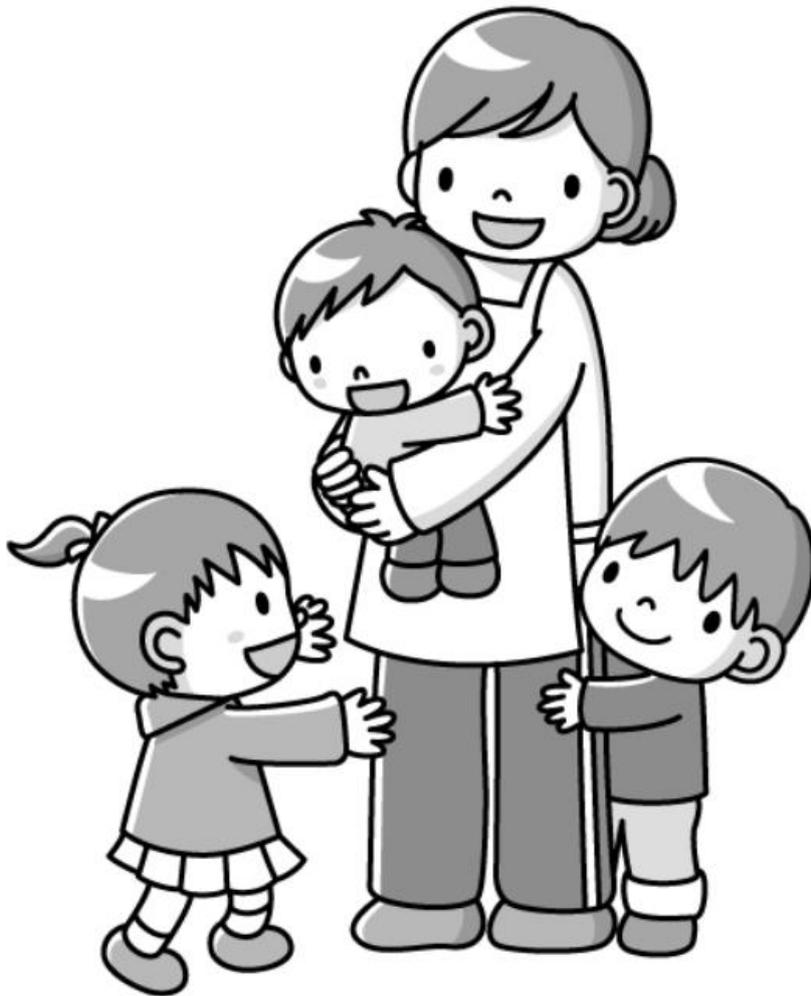


保育所重要事項説明書

社会福祉法人 おひさまと月の里

あかね保育所概要



社会福祉法人 おひさまと月の里

保育所の保育基本方針

児童は、本来、家庭で正しい愛情と知識と技術をもって育てられるのが最も理想である。

しかし、保護者の労働や疾病等により、家庭で十分な保育ができない（保育を必要とする）場合に、日々保護者の委託を受けて、養育するところが保育所である。

保育所は、乳幼児が生涯にわたる身体的、精神的、社会的発達的基础を培う極めて重要な時期に生活時間の大半を過ごすところであるため、家庭や地域社会と十分な連携をとって、安定した環境の中で十分に自己を発揮できるようにし、養護と教育の一体性を基調としつつ、児童の健全な発達を図る。

また、多賀城市の新しい時代に向けた「活気とふれあいにあるまち史都多賀城」にふさわしい子どもに育つことを目指す。

あかね保育所の保育目標

- 明るく元気でいきいきした子ども
- やさしく思いやりのある子ども
- しっかりあいさつできる子ども

あかね保育所概要

1. 施設名称 あかね保育所
2. 所在地 宮城県多賀城市新田字下207
 電話 022-368-9154 (FAX 022-368-9154)
3. 設置主体 社会福祉法人 おひさまと月の里
4. 認可年月日 平成23年4月1日
5. 確認年月日 令和3年8月1日
6. 事業者番号 1370605000670
7. 入所定員 100名
8. 施設の規模 (1) 敷地面積 2,048.00 m²
 (2) 延床面積 962.30 m²
 (3) 構 造 鉄筋コンクリート造2階建
 (4) 園庭面積 234.30 m²

9. 室数等

室名	室	面積
乳児室 (ひよこ組)	1	51.54 m ²
保育室 (はな組)	1	70.92 m ²
保育室 (にじ組)	1	46.65 m ²
保育室 (そら組)	1	51.54 m ²
保育室 (ほし組)	1	49.43 m ²
保育室 (つき組)	1	46.65 m ²
遊戯室	1	100.86 m ²
医務スペース	1	2.48 m ²
調理室	1	35.48 m ²

事務室	1	42.15 m ²	
更衣室	3	34.18 m ²	
沐浴室	2	10.83 m ²	
調乳室	1	4.15 m ²	
収納スペース	6	43.90 m ²	
便所	11	66.56 m ²	
その他（共有部分等）	1	310.29 m ²	
便所の数		児童用	職員用
	大便所	12	6
	小便所	8	0

10. 周辺の環境

保育所は、市役所を中心に西に位置し、国道45号線・JR東北本線（山王駅—岩切駅）の沿線にあり、保育所の周りは田園に囲まれた閑静な地域である。又、西部児童センター・山王小学校・馬小屋などが隣接しており教育・自然に恵まれた環境にある。

11. 利用定員

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
12人	17人	17人	18人	18人	18人	100人

※ 実際の入所数は、お子さんの状況を見て、この定員を基準として受け入れ可能な人数としています。

12. 施設（業務）の沿革

年号	年	月	内 容
昭和	51	4	開設
平成	16	4	施設増改築し定員60名から90名に変更
	17	4	法人認可委託管理者制度実施（学校法人 高橋学園）
	18	10	多賀城市直営
	22	4	社会福祉法人 おひさまと月の里 業務委託運営
	23	4	社会福祉法人 おひさまと月の里 多賀城市より経営移譲により運営
令和	3	8	施設新築し定員90名から100名に変更

1 3. 職員の配置（令和6年1月1日 現在）

	所長	所長補佐	主任保育士	副主任保育士	保育士	パート保育士	保育補助
人数	1名	1名	1名	1名	10名	7名	1名
	調理員	パート調理員	栄養士	事務員	用務員		計
人数	2名	2名	1名	2名	1名		30名

※ 保育士の配置数は、宮城県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を厳守し、お子さんの人数や状況をみながら配置しています。そのため、上記人数と実際の配置数が異なる場合があります。

※ 給食業務は外部へ業務委託しています。

1 4. 保育の内容

通常保育と延長保育を提供します。

(1) 保育の開所日と開所時間

保育所の開所日は月曜日から土曜日までです。

保育を提供する時間は次の時間のうち、保護者が保育を必要とする時間です。

7:00	9:00	17:00	18:00	19:00
延長保育①	保育短時間	延長保育①	延長保育②	
保育標準時間				

※1 標準時間・短時間の別は、お持ちの「教育・保育給付認定証」に記載があります。

※2 延長保育①は保育短時間の場合にのみ発生します。

※3 延長保育を利用の場合は、別途保護者負担金が必要となります。

※4 延長保育②の開設日は月曜日から金曜日で、延長保育の申請が必要です。ただし、定員数になった場合、お断りさせて頂くことがあります。

※5 0歳児の延長保育②は原則行っておりません。

※6 保育時間内のお迎えをお願いします。

(2) 保育所の休日

日曜・祝日（振替日を含む）・年末年始（12月29日～1月3日）

運動会後の午後、おゆうぎ会後の午後、修了式後の午後、年度末の午後、その他、市長が特に必要と認めたとき。

(3) 給食の状況（栄養給与範囲等）

3歳未満児 → 昼食及びおやつ2回で1日分の摂取量の50%を給与

3歳以上児 → 昼食及びおやつ1回で1日分の摂取量の40%を給与

不足しがちな栄養素（カルシウム、ビタミンA、ビタミンB2）については、1日分の摂取量の50%を給与するよう配慮しています。

概ねの食事時間

区 分	午前のおやつ	昼 食	午後のおやつ
3歳未満児	9：30～9：45	11：00～11：30	15：00～15：20
3歳以上児	—	11：20～12：00	15：00～15：20

食物アレルギー除去食についても原則対応しています。（要相談）

調乳、離乳食についても、1人ひとりの成長に対応し提供しています。

延長保育②については、18時00分頃におやつを提供しています。

(4) 地域活動事業

1) 特別養護老人ホーム訪問（年2回）

目的 子ども達がお年寄りの方に親しみを持ち、思いやりを育てる。

2) 子育て支援（年1回）

目的 地域の子育て家庭を支援する。

(5) その他主な保育内容等

1) 年間行事

入所式	遠足（春・秋）	保育参観	七夕会
夏まつり	運動会	クッキング	おゆうぎ会
もちつき会	豆まき会	ひなまつり会	修了式
お別れ会	お別れ遠足（年長児）	親子クッキング（年長児）	誕生会（毎月）
小学校訪問（年長児）	個別懇談会（年2回）		

※ 感染症の状況により変更、中止することがあります。

2) 保健・衛生・食育・安全等

- ・ 避難訓練（毎月）
- ・ 内科・歯科検診（年2回）
- ・ 交通安全教室（年3回）
- ・ 幼年消防クラブへの参加（年長児）
- ・ 歯みがき指導
- ・ 栄養士による食育指導（随時）
- ・ 身体測定（毎月）

- ・ 消防法に基づく消防設備点検（年 2 回）
- ・ 消防署の指導による総合避難訓練（年 2 回）
- ・ 消防署の指導による救命救急講習（年 2 回）

1 5. 保育事業体系

(1) 法体系

- ・ 社会福祉事業法 ・ 子ども・子育て支援法
- ・ 児童福祉法

(2) 保育計画等

- ・ 保育所保育指針
- ・ おひさまと月の里全体計画
- ・ 年間・月間指導計画
- ・ 週間指導計画
- ・ デイリープログラム
- ・ 個別計画

1 6. 利用料金

(1) 保育料

通常保育の保育料については、市町村が定める料金になります。

ただし、3歳以上児及び非課税世帯の3歳未満児の保育料は無償となります。

延長保育の保育料については、保育標準時間を越える場合 2,000 円／月

保育短時間認定を受けた方が保育標準時間と同等の保育を受ける場合 1,100 円／月になります。

(2) 実費徴収金

別項 18 の日本スポーツ振興センター災害共済の負担金 315 円

運動帽 600 円（在所中、継続して使用します）

おむつ処理代 300 円／月

副食費 以上児（3、4、5歳児）は 4,500 円／月の負担となります。

毎月 25 日までに翌月分の振込みをお願い致します。

※ 5歳児クラス及び3月末で退所予定の方は2、3月分まとめての振込みをお願い致します。

※ 副食費を滞納された場合について

2か月分を滞納した場合 保育所より文書で納入通知を出します。

3か月分を滞納した場合 退所の措置をとらせていただきます。

※ 副食費の日割について

食材発注の関係上、日割対応はいたしません。

ただし、月途中で入退所した場合と給食提供日1か月以上前に給食提供停止の申出があった場合のみ日割対応させていただきます。

17. 安全管理等

(1) 秘密保持

職員（退職者を含む）が、お子さんや家族の秘密を漏らすことがないよう厳しく指導しています。

法の規定がある場合を除き、同意なく他の者に提供することはありません。

ただし、市等が事務の執行上収集する場合や、お子さんの安全を守るため緊急の場合は、この限りではありません。

もし、提供する場合は、提供先にも同じような管理を行わせます。

(2) 嘱託医

本所は、次の医療機関と嘱託契約を締結しています。

1) 内科

おおば医院 高橋美奈子医師

多賀城市下馬 3-1-28

022-363-0213

2) 歯科

ささき歯科クリニック 佐々木快輔歯科医師

多賀城市中央 1-16-17

022-389-1777

(3) 緊急時の対応

お預かりしているお子さんの病状急変等の緊急事態が発生した場合には、かかりつけ医及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

ただし、かかりつけ医が休診日等で緊急連絡先との連絡が速やかに行えない場合には、事前の連絡なく嘱託医に診療を依頼することや、救急車による病院への搬送を依頼することがあることを御承知おき下さい。

(4) 要望・苦情等に関する相談窓口

ご利用相談窓口	・ 受付担当者 主任保育士 鎌田 純子 ・ 解決責任者 所長 中鉢 義徳 ・ 電話番号 保育所の番号と同じです	
第三者委員	大友 久美恵	法人評議員 カウンセラー
	山田 泰子	法人評議員 民生・児童委員
	鈴木 たけの	法人評議員 主任児童委員
	連絡先 社会福祉法人おひさまと月の里 022-368-9154	
行政機関	宮城県子育て社会推進課 022-211-2529	
	多賀城市子ども政策課子ども政策係 022-368-1611	

※ 要望・苦情等があったことにより、当該要望・苦情等を行った保護者の特定や児童への差別的取り扱いを行いませんのでご安心ください。

(5) 不当介入、不当要求に対する措置

本所は当局の指導により、保育所の運営に当たり暴力団員による不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察に通報するとともに、多賀城市に対しその旨を報告します。

また、暴力団員ではない保護者等からの不当要求を受けた場合にも、これに準じた対応を行います。

(6) 児童虐待（DV）に対する措置

本所では児童福祉に関連する施設として、児童虐待をなくし、子どもたちの笑顔を守るため、児童虐待の疑いを少しでも発見したときは、関係機関への連絡を行う義務があります。

また、出産や子育てに関する悩みや疑問についても、いつでもお気軽に御相談ください。

なお、身の回りで児童虐待の疑いを発見したときは、本所、児童相談所（電話189）又は市役所子ども家庭課家庭支援係（022-368-1108）、家庭児童相談員（直通022-368-1631）までご連絡ください。

(7) 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める災害マニュアルにより対応いたします
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動火災報知機 有 ・ ガス漏れ報知機 有 ・ 消火器 有 ・ 誘導灯 有 ・ 非常警報装置 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します
備蓄等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用食糧 有 ・ 日用品 有 ・ 飲料水 有

(8) 避難場所

○緊急時の避難場所

- ・ あかね保育所

○災害警報発令時の避難場所

- ・ 山王小学校 (022-368-9101)

不審者・緊急連絡網 サービス「マチコミ」(スマートフォンアプリ)にて、ご連絡します。

状況によって、上記以外に避難する場合は避難場所を正門に掲示します。

1 8. 保険の種類・保険事故・保険金額

お子さまに関して、次の保険に加入しています。

(1) 日本スポーツ振興センター災害共済給付

保険の種類	日本スポーツ振興センター法に基づく災害給付
保険の内容	施設の責任の有無を問わず、保育中のケガや重大事故が起きた際に、その治療費に対する災害給付金の支払いを行うものです
支給金額	負傷、疾病：原則医療費相当額の 4 / 1 0 障害見舞金：最大 3,770 万円～41 万円 死亡見舞金：最大 2,800 万円～1,400 万円 ※法改正等により予告なく変更となることがあります

※ 法令等の定めにより、保護者のみなさまから同意の上、負担金 (315 円) を頂いています。(生活保護受給世帯の負担金はありません)

※ 加入同意した保護者から請求があった場合に支払いを行います。

※ 医療費助成による実際の支払金額が 0 円でも対象となります。ただし治療に係る点数が低い場合、給付されないことがあります。詳しくは、治療後にお問い合わせください。

(2) 三井住友海上火災保険株式会社

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	施設の責任の有無を問わず、保育中のケガや重大事故が起きた際に、その治療費等に対して保険金の支払いを行うものです
保険金額	支払限度額：最大 30,000 万円 ※法改正等により予告なく変更となることがあります

※ 保険加入に対し、保護者負担金はありません。

19. 職員研修等

(1) 所内研修

○ 主な内容

- ・ 不適切な保育について
- ・ 安全保育の確保等について
- ・ 各クラスの子どもの発達等について
- ・ 行事の評価・反省等について

(2) 保育関係団体に主催による研修

- ・ 保育所長研修
- ・ 主任保育士研修会
- ・ 各保育士部会研修会給食部会研修会
- ・ 給食関係職員研修会
- ・ 用務員関係職員研修会 等

20. 職員勤務体制

勤務形態	時 間
A番	6：45～15：45
B番	7：45～16：45
C番	8：00～17：00
D番	8：30～17：30
E番	8：45～17：45
F番	9：00～18：00
G番	9：15～18：15
H番	10：15～19：15

※ 時差勤務の為、保育士の勤務時間は毎日異なります。

2 1. その他

(1) 利用の終了に関する事項

次の場合には保育の提供を終了します。

- 1) 利用児童が小学校に就学したとき
- 2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- 3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(2) 父母の会

父母の会があります。詳細については、別途お知らせします。

(3) 同意書の提出

この書類の配布により、施設の概要・重要事項の説明となりますので、同意書の提出をお願いします（提出が無い場合、入所、継続が出来ません）。

また、頂いている個人情報の提供の同意書についても、提出の御協力をお願いします。

なお、この説明及び同意書の提出は、入所を意味するものではありません。入所については、後ほど市から通知がなされます。